

Financial services tax alert

EY税理士法人

平成28年度税制改正 金融関連税制

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

Contents

1. 金融・証券税制
2. 法人課税の見直し
3. 国際課税
4. その他の改正項目
5. おわりに

2015年12月16日に自由民主党・公明党より、平成28年度税制改正大綱が公表されました。

日本経済のデフレ脱却と経済再生、少子高齢化対応等の政策課題、G20・OECDを中心としたBEPSプロジェクトの推進、東日本大震災からの復興支援などの環境下で、引き続き法人実効税率20%台に向けての段階的引き下げ、及びそれに伴う課税ベースの拡大における外形標準課税、欠損金の繰越控除制度等や減価償却制度の見直しなど、企業の課税所得に対する影響が大きい改正項目が予定されています。

金融・証券税制では、NISAの更なる促進へ向けた非課税適用申請に係る手続面での緩和措置等、また、国際課税では、「台湾との民間租税取り決め」を受けた国内法の整備など、金融機関のビジネスに直接的な影響を及ぼす改正も含まれていることから、今後明らかにされる取扱いの詳細等について留意する必要があります。

本アラートでは、平成28年度税制改正大綱のうち、金融関連税制と金融機関に特有の主な改正点について紹介します。

なお、平成28年度税制改正大綱の全般的な内容については、[2015年12月28日付Japan tax newsletter「平成28年度税制改正大綱」](#)をご参照ください。

1. 金融・証券税制

(1) NISA制度の手続きの簡素化措置等

NISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)について、NISAのさらなる普及・定着を図る観点や平成28年より施行されるマイナンバー制度を踏まえ、以下の措置が講じられます。

① 現在は、重複口座がないことを確認するための措置として、口座開設を行うためには勘定設定期間ごとに非課税適用の確認を申請し、その1年前に設定された基準日(平成30年1月1日から平成33年12月31日までの勘定設定期間の場合、基準日は平成29年1月1日)における住民票等を提出することが必要です。今回の改正で、平成30年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書について、基準日における住民票の写し等の書類の添付が不要とされます。これに伴い、平成30年以後の勘定設定期間は、第2期と第3期が統合され、平成30年1月1日から平成35年12月31日までとされています。

② 平成29年10月1日において、平成29年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を開設している居住者等が、同日に当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等へ個人番号を告知している場合には、同日に平成30年1月1日から平成35年12月31日までの勘定設定期間が記載されるべき非課税適用確認書の交付申請書を当該金融商品取引業者等に対して提出したものとみなされます。

なお、個人番号の告知を受けた金融商品取引業者等は、その居住者等に対し、平成29年10月15日までに、非課税適用確認書の交付申請書が提出されたこととなる旨の通知を行う点に注意が必要です。

③ 非課税口座を開設している居住者等が出国により非課税口座を廃止する場合において、その者が出国の日の3カ月前の日における有価証券等の価額により出国税(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)の適用を受けるときは、その非課税口座内の上場株式等を、出国の日の3カ月前の日の価額により譲渡し、かつ、再び取得したものと譲渡所得等の非課税措置を適用することとされます。

なお、当該措置は、ジュニアNISA(未成年者口座)についても同様に適用されます。

貯蓄から投資への流れを促進するというNISAの導入趣旨に沿って、今回の措置による重複口座の確認手続の効率化により、NISAの更なる利用拡大に向けた利便性の向上が図られています。今後もジュニアNISAと併せ、個人投資家の証券市場への参加拡大及び家計のさらなる資産形成が期待されます。

(2) 金融所得一体課税における上場株式等の譲渡の範囲に関する改正

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算は、金融商品取引業者等への売委託により譲渡するなど、一定の譲渡により生じた譲渡損失であることが要件となっているため、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例又は贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例(いわゆる出国税)の適用により行ったものとみなされた譲渡は、その対象には含まれていません。今回の改正で、出国税に係るみなし譲渡の対象となったものも、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる上場株式等の範囲に加えられることとなります。

平成25年度税制改正を契機に、金融所得課税の一体化が拡充されていますが、昨年創設された出国税では、有価証券等の金融資産が対象とされており、金融所得課税の一体化に組み込まれる形で整備が進められています

(3) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する改正

先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除について、適用対象となる先物取引の範囲から次に掲げる取引を除外することとされます。

① 商品先物取引業者以外の者を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引

② 金融商品取引業者等(金融商品取引業者のうち第一種金融商品取引業を行う者又は登録金融機関をいう)以外の者を相手方として行う店頭デリバティブ取引

この改正は、平成28年10月1日以後に開始する先物取引について適用されます。

2. 法人課税の見直し

(1) 法人税率の段階的引き下げ

現行23.9%となっている法人税の税率について、平成28年4月1日以後開始事業年度について23.4%、平成30年4月1日以後開始事業年度について23.2%が各々適用され、段階的に引き下げられることとなります。

詳細は2015年12月28日付Japan tax newsletter「平成28年度税制改正大綱」¹をご参照ください。

(2) 欠損金の繰越控除制度等の見直し

平成27年税制改正において、青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越控除制度が見直され、控除限度割合が段階的に引き下げられることとなりましたが、今回の改正でさらに以下のような見直しを行うこととされています。

平成27年度税制改正後		改正案	
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合
平成27年4月~ 平成29年3月	100分の65	平成27年4月~ 平成28年3月	100分の65
		平成28年4月~ 平成29年3月	100分の60
平成29年4月~	100分の50	平成29年4月~ 平成30年3月	100分の55
		平成30年4月~	100分の50

また、平成27年度税制改正において講じられた上記欠損金の繰越期間、当該繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存期間、欠損金額の更正期限及び更正の請求期限に関する延長措置(9年から10年へ延長)については、平成30年4月1日から施行し、同日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用することとされています。

詳細は2015年12月28日付Japan tax newsletter「平成28年度税制改正大綱」¹をご参照ください。

(3) 減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以後に取得する、建物附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の償却方法について、定率法を廃止し、これらの資産の償却方法を次のとおり変更することとされます。

資産の区分	償却方法	
	現行	改正案
建物附属設備及び構築物 (鉱業用のこれらの資産を除く。)	定額法 又は定率法	定額法
鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備及び構築物に限る。)	定額法、定率法 又は生産高比例法	定額法 又は生産高比例法

なお、リース期間定額法、取替法等は存置することとされています。

減価償却方法については、従来から使用実態と選択する償却方法の乖離、近年のIFRSの導入、事業のグローバル化に伴うグループ内会計の統一化、国際的な動きなどを背景として、様々な議論がありました。特に定率法の廃止については注目されていましたが、建物付属設備と構築物に限定されることとなり、機械装置、器具備品等については定率法が維持されます。

従来、建物付属設備、構築物について定率法を採用していた金融機関等においては、ビジネス面や業務プロセス面を含め相応の対応が必要になるものの、リース会社を含め、課税所得への影響はそれほど大きくないものと予想されます。

(4) 法人事業税の外形標準課税の拡大

資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人に適用される外形標準課税の標準税率が下記のように変更され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

	現行	改正案
	平成27年度	平成28年度以降
付加価値割	0.72%	1.2%
資本割	0.3%	0.5%

なお、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人については、上記の法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置が図られています。具体的には、当該事業年度の事業税額が、平成28年3月31日現在の各税率を適用して計算した場合の事業税額を超える場合、その超える額に対して、下記の付加価値額の水準に応じた割合を乗じた額が、当該事業年度の事業税額から控除されることとなります。

1 <http://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/japan-tax-alert-20151228.html>

開始する事業年度	付加価値額	
	30億円以下	30億円超40億円未満
平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	その超える額に 4分の3	その超える額に4分の 3からの0の間の割合
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	その超える額に 2分の1	その超える額に2分の 1からの0の間の割合
平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	その超える額に 4分の1	その超える額に4分の 1からの0の間の割合

法人実効税率引き下げに伴う課税ベースの拡大として、従来から法人事業税の拡充が検討されてきました。その過程で、平成27年度税制改正において外形標準課税の税率が引き上げられましたが、今回「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という法人税改革の考えの下で、さらに引き上げられることとなっています。

銀行、金融商品取引業者等の金融機関については、銀行法等の業法やバーゼル自己資本比率規制により、一定の資本金等を確保することが求められていますが、資本水準・税務コストへの適性化の観点からは、資本割に係る税負担も考慮に入れて資本水準を再考する余地もあると考えられます。

(5) 投資法人に係る課税の特例等に係る改正及び拡充

投資法人については、通常法人との課税の公平性を確保する必要があることを前提として、その運用対象資産の範囲について、制度趣旨や投資家に対してインフラファンド市場等を通じて投資を促す政策的意義等を考慮しつつ検討することとされてきました。今回の改正では、特定資産の範囲を含む下記の見直しが行われます。

① 匿名組合契約に関する投資資産の制限

投資法人に係る課税の特例及び特定投資信託に係る受託法人の課税の特例について、特定の資産の割合が総資産の50%を超えていることとする要件における特定の資産のうち匿名組合契約等に係る権利は、主として有価証券、不動産等に対する投資として運用することを約するものに限ることとされます。

② 再生可能エネルギー発電設備に関する特例期間の延長

特定の資産の割合が総資産の50%を超えていることとする要件について、特定の資産の範囲に再生可能エネルギー発電設備を含めることができる期間が、再生可能エネルギー発電設備を最初の賃貸の用に供した日から20年(現行:10年)以内に終了する各事業年度とされます。

③ 投資法人の90%超支払配当要件における純資産控除項目の調整措置

投資法人の支払配当等の額が配当可能利益の額の90%を超えていることとする要件における配当可能利益の額について、原則として純資産控除項目の額のうち前期繰越利益の額を超える部分の金額を控除する等の調整措置を講ずることとされます。

この改正は、平成28年4月1日以後に行う支払配当等について適用されます。

3. 国際課税

(1) 店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度の拡充

国際的調和の観点から、店頭デリバティブ取引の証拠金利子については、平成27年度税制改正により、租税特別措置法において非課税制度が創設されています。

今回の改正では、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正を前提に、当該非課税制度の対象となる店頭デリバティブ取引の範囲について見直しを行うこととされています。

当該非課税制度は、対象となる店頭デリバティブ取引には為替先物や商品デリバティブが含まれていない等、実務上の課題がありました。

今回の改正で当該非課税制度の対象となる取引の範囲が見直されることにより、外国金融機関等との取引の円滑化及び事務処理上の負担軽減が期待されます。

(2) 振替社債等の利子等の非課税制度の適用期限の延長

非居住者又は外国法人が受ける下記の振替社債等の利子等の非課税制度については、平成28年3月31日までに発行されたものについて適用されることとされてきましたが、今回の改正で適用期限が3年延長されることとなります。

① 振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権

② 東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する利益連動債(地方公共団体が債務保証をしないものに限る)

なお、当該非課税制度の適用期限の延長に伴い、上記①の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴う信託財産を買い戻した場合の、所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限についても同様に3年延長することとされています。

いわゆる日本版スーク(上記①)、日本版レベニュー債(上記②)については、海外投資家から投資資金を呼び込むための税制上の措置として当該非課税制度が導入されていますが、発行実績は乏しいものとなっているのが実情でした。今般の適用期限の延長で、引き続き海外投資家からの多様な資金調達機会や復興資金の呼び込みを促進する効果が期待されます。

(3) 日台租税条約に対応した国内法の整備

平成27年11月26日、公益財団法人交流協会(日本側)と亜東関係協会(台湾側)との間で、実質的な両国間の租税条約となる「所得に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取り決め」(以下、「日台租税条約」)の署名が行われました²。日台間は正式な国交がないため、非政府間の実務関係のみであることから、交流窓口機関である両協会間で民間取り決めが作成され(日本では国際条約としての効力はありません)、日本国内ではこれを国内で施行するための国内法を整備することで効力が生じることとなります。

今回の大綱では、上記の流れを受けて、台湾においてわが国の居住者又は内国法人に対して同様の権利が認められること(相互主義)を条件として、主に次の措置を講じることとされています。

- ① 双方居住者の振分けルール(恒久的住居の所在を基準としたルール)
- ② 台湾居住者等の所得に対する所得税又は法人税の非課税・軽減・還付(配当、利子又は使用料は原則10%)
- ③ 台湾における移転価格課税に係る対応的調整
- ④ 台湾居住者等の日本での更正の請求の特例等
- ⑤ 台湾の税務当局への情報提供
- ⑥ その他所要の措置

上記の措置は、台湾において相互主義が確保されるために必要な手続が完了する時期に合わせて実施されることとされています。

日台租税条約は基本的にOECDモデル租税条約に則っており、配当、利子、使用料については課税が低減(10%)もしくは免除(一定の機関が受領するもの)されることとなり、また株式売買キャピタルゲインについては、不動産化体株式の売買等一定のケースを除き売主の居住地域でのみ課税されることとなっています。

今回の改正において国内法が整備されることに伴い、日台間での投資活動、金融取引の拡大が期待されますが、台湾における必要な手続の完了時期と国内法の施行時期並びに日台租税条約の発効時期、これらに関する所要の手続については、今後引き続き注視していく必要があります。

(4) 移転価格税制に係る文書化制度の整備

平成27年10月5日にOECDよりBEPSに対する15の行動計画に関する最終パッケージの一環として行動13「移転価格文書化及び国別報告書」に関する最終レポートが発表されました。今回の改正では、この最終レポートにおいて示された提言内容(3層構造アプローチ)を踏まえ、次の措置を講じることとされます。

- ① 国別報告事項(CbCR: Country-by-Country Report)のe-Taxによる税務署への提出
- ② 事業概況報告事項(マスターファイル)のe-Taxによる税務署への提出
- ③ 独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(ローカルファイル)の作成・保存

上記のうち、①及び②は平成28年4月1日以後に開始する最終親事業体の会計年度より、③については平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について各々適用されます。

詳細は2015年12月28日付Japan tax newsletter「平成28年度税制改正大綱」をご参照ください。

4. その他の改正項目

(1) 日本版ESOP³信託の受益者別調書提出制度に係る改正

近年、従業員等の業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、日本版ESOP信託(信託を利用した自社株式活用型のインセンティブプランとして、株式の発行法人

2 2015年12月8日Japan Tax Alert、http://www.eytax.jp/pdf/newsletter/2015/Japan_tax_alert_8_December_2015_j.pdf

3 Employee Stock Ownership Planの略。

等を委託者とする金銭の信託契約であって、その信託契約の受託者が、当該株式の取得をするとともに、当該委託者の従業員等に勤続年数等の基準に応じて株式交付規則に従い当該株式の交付を行うこととされているものを導入する企業が増加しています。

日本版ESOP信託では、従業員への株式の給付に関して、現行制度上、所得税法の規定に基づき導入企業が源泉徴収票を提出する一方で、相続税法の規定においても受託者が信託に関する受益者別調書を提出することとされていたため、同一の株式給付について、二度所得が捕捉される形になっていました。

今回の改正では、日本版ESOP信託については、信託に関する受益者別(委託者別)調書の提出を不要とすることとされます。

今回の改正で、信託に関する受益者別調書の提出が不要とされたことに伴い、今後は受託者である信託銀行等での事務負担が軽減されるものと考えられます。

(2) 保険会社等の火災保険等に係る異常危険準備金制度の適用期限延長

保険会社等の火災保険等及び火災共済に係る異常危険準備金制度について、特例積立率(本則2%+特例3%)の適用期限は平成28年3月31日までとなっていましたが、これを3年延長することとされています。

今回の適用期限延長により、将来発生が見込まれる台風や集中豪雨等の自然災害及び地震等の巨大災害に備えて、保険会社等の保険金支払原資の確保を税制面で引き続き支援する効果が期待されます。

(3) 事業者向け電気通信利用役務の提供に係る消費税の内外判定基準の見直し

平成27年10月より、インターネット等を介して行う電気通信利用役務の提供の内外判定基準については、原則として役務の提供を受ける者の住所又は本店所在地により判定され、国外事業者から電気通信利用役務の提供を受けた国内事業者に消費税の納税義務が課されることとなっています。

この結果、例えば日本法人の国外支店が国外事業者から受ける役務提供は、日本においてリバースチャージ方式による消費税の課税対象取引となり、当該日本法人に対して国外で課される付加価値税との二重課税が生じる可能性があります。

今回の改正では、上記の課題を解消するため、国外事業者の国内支店に関する内外判定基準の見直しを含めて、以下の措置を取ることとされています。

- ① 国内事業者が国外事業所等において受ける事業者向け電気通信利用役務の提供のうち、国内以外の地域において行う資産の譲渡等にものみ要するものについては、当該事業者向け電気通信利用役務の提供に係る特定仕入れが国内以外の地域において行われたものとされます。
- ② 国外事業者が恒久的施設において受ける事業者向け電気通信利用役務の提供のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものについては、当該事業者向け電気通信利用役務の提供に係る特定仕入れが国内において行われたものとされます。

上記の改正は平成29年1月1日以後に行われる特定仕入について適用されます。

5. おわりに

今回の改正では、法人実効税率が引き下げられる一方、課税ベースの拡大に伴う減価償却制度の見直し、外形標準課税の税率の引き上げといった税負担を伴うもの、投資法人に係る課税の特例等に係る改正・拡充、店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度の拡充等、金融機関の税制改正要望に対応した項目、日台租税条約に伴う国内法の整備などビジネスに直接影響を与えるものや、BEPSプロジェクト行動計画に沿った移転価格税制に係る文書化制度の整備等、金融機関にとって影響のある項目が多く含まれています。

改正の詳細については、今後公表される法令等を確認し、適切に対応することが必要となります。

本ニュースについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご遠慮なくお問い合わせ下さい。

Contact

EY税理士法人

谷本 真一	パートナー	+81 3 3506 2843	shinichi.tanimoto@jp.ey.com
蝦名 和博	パートナー	+81 3 3506 2463	kazuhiro.ebina@jp.ey.com
須藤 一郎	パートナー	+81 3 3506 2637	ichiro.suto@jp.ey.com
古川 武宏	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2787	takehiro.furukawa@jp.ey.com
鈴木 哲也	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2116	tetsuya.suzuki@jp.ey.com
西川 真由美	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 3895	mayumi.nishikawa@jp.ey.com
倉谷 樹人	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 3527	mikihiro.kuraya@jp.ey.com

EY弁護士法人

北村 豊	パートナー	+81 3 3509 1668	yutaka.kitamura@jp.ey.com
坂本 有毅	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3509 1687	yuki.sakamoto@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20151228

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp